

女川町スポーツ・文化振興補助金 Q & A

補助金に関して、想定される質問等をまとめましたので参考にしてください。もっと詳しく知りたい場合や対象となるかどうか判断がつかない場合は、教育委員会教育局体育振興係（☎54-3133）までお問い合わせください。

Q 1：町外に住んでいて、女川町のスポーツ団体に所属しています。女川町のスポーツ団体の選手として個人で大会に出場する場合、補助の対象になりますか。

A 1：対象にはなりません。個人で出場する場合、補助の対象となるのは、女川町に住所がある方のみとなります。

Q 2：女川町のスポーツ団体で大会に出場しますが、出場者は町民だけでなく町外に住んでいる人もいます。どこまでが補助の対象となりますか。

A 2：出場者のうち町民の方のみが対象となります。

Q 3：町外のスポーツ団体ですが、女川町に住んでいる人が複数所属しています。団体として補助金申請することはできますか。

A 3：団体として申請できるのは、町内の競技団体等に登録している団体に限ります。この場合は、団体に所属している人がそれぞれ個人で申請していただくようになります。

Q 4：女川町に住んでいますが、町外のスポーツ団体に所属しています。その団体で大会に出場する場合は補助の対象となりますか。

A 4：町外の団体で出場する場合は、個人として申請してください。

Q 5：競技団体とは具体的にどんなものですか。

A 5：競技団体とは、野球協会、ソフトボール協会など競技種目ごとに組織されている団体のことです。

Q 6：出場する者が極めて限られている大会とはどんなものですか。

A 6：特定の団体の会員のみを対象とした大会（例：〇〇会社の社員大会など）や出場するための資格が一部の流派などに限定されている大会（例：〇〇流派の会員限定の大会など）を指します。

Q 7：監督やコーチは補助の対象になりますか。

A 7：大会の開催要項で定められている監督1名のみが対象となります。

Q8：宿泊はどこまで認められますか。

A8：大会当日の移動では試合に間に合わない場合や試合終了後、当日の帰宅が困難な場合など最低限宿泊が必要な場合のみ経費として認められます。大会の会場、日程により判断させていただきます。

Q9：大会参加料は補助の対象になりますか。

A9：対象にはなりません。対象となる経費は交通費と宿泊費のみとなります。

Q10：会場まで車やチームバスで行く場合、レンタカ一代、ガソリン代、高速道路代は対象になりますか。

A10：会場までの往復分の費用が明確にできる場合は対象となります。ただし、公共交通機関で移動した場合の金額が上限となりますので、実際にかかった費用と比較して補助金の額を決定します。また、移動の途中で会場とは別の場所にいった場合（たとえば観光など）は対象にはなりません。

Q11：子供が大会に出場するので保護者も一緒に行くのですが、保護者の交通費なども対象になりますか。

A11：対象にはなりません。対象となるのは出場する方のみとなります。

Q12：同一人物による申請に制限はありますか。

A12：制限はありません。

Q13：団体で出場する際に、交通費や宿泊費をまとめてチームに支払いました。この場合、補助の対象になりますか。

A13：対象になりますが、交通費、宿泊費、その他の経費など明細が分かる書類を添付してください。

Q14：一回の申請での補助金に上限はありますか。

A14：あります。実際に移動、宿泊にかかった費用を申請していただますが、女川町職員等の旅費に関する条例に基づき最も経済的な経路および方法で計算した額が上限となります。